(7) Time-limit for tender : 5 : 30 p.m. 26 December 2013

(8) Contact point for the notice : Tetsuya Dohi, Procurement Section, Office of Management and Budget, General Coordination Division, Planning and Coordination Bureau, Financial Services Agency, 3―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8967 Japan. TEL 03―3506―6000 ext. 3131

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月30日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第248号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　71、27

(2) 購入等件名及び数量　「社会保障・税番号制度」導入に伴う登記情報システムの機能開発業務　一式

(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期限　平成27年５月29日まで

(5) 履行場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所

(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡ又はＢの等級に格付された者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房会計課調達第二係　小原　雄一　電話03―3580―4128

(2) 入札説明書の交付方法　上記３の(1)の場所にて公告日より交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所　平成25年11月５日11時00分　法務省大臣官房会計課入札室

(4) 入札書の受領期限　平成25年12月20日17時00分まで

(5) 開札の日時及び場所　平成25年12月24日16時00分　法務省大臣官房会計課入札室

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付　免除

(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した総合評価のために必要な書類を提出期限までに提出しなければならない。提出された書類を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した業務を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否　要

(6) 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(7) 手続における交渉の有無　無

(8) 詳細は、入札説明書による。

5　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Onose, Obligating officer Director of the Finance Division Ministry of Justice.

(2) Classification of the services to be required : 71, 27

(3) Nature and quantity of the services to be required : The function development of the Registration information system associated with the introduction of the Social Security and Tax Number System, 1 set

(4) Fulfillment period : 29 May, 2015

(5) Fulfillment place : The place will be specified later.

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B "Offer of service" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of "2013, 2014, 2015". ④Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

(7) Time-limit for tender : 17 : 00　20 December, 2013

(8) Contact point for the notice : Yuichi Obara, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月30日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第252号

1　調達内容

(1) 品目分類番号　71、27

(2) 購入等件名及び数量　日本法令外国語訳データベースシステム運用保守支援業務　一式

(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間　平成26年２月１日から平成30年３月31日まで

(5) 履行場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所

(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。